

令和7年企画展シアター映像制作業務仕様書

1 業務名

令和7年企画展シアター映像制作業務

2 期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

3 業務内容

国立広島原爆死没者追悼平和祈念館地下1階企画展示室内で上映する映像作品の制作等を行う。

被爆80周年にあたる令和7年の企画展は、原爆被害の全体像に迫るものとするものとし、主に4つのテーマ（「被爆時の惨状」「地域社会と家族の崩壊」「長期的・持続的な障害」「精神的・心理的打撃」）の被爆体験記を発注者側で選定、シナリオを作成し、受注者はそれに合わせた映像作品を制作する。

4 映像作品制作

(1) 題材

「体験記で伝える被爆の実相」（仮題）

(2) 内容

体験記の朗読、関連する写真や絵、実写映像、BGM等を効果的に使い、映像作品を制作する。

ア オープニング

イ 被爆時の惨状

ウ 地域社会と家族の崩壊（死没者への思い等）

オ 長期的・持続的な障害（原爆症等）

エ 精神的・心理的打撃（差別や孤独感等）

カ エンディング（クレジット等の表示及び祈念館の取組・体験記閲覧室の紹介）

(3) 制作にあたっての条件

ア シナリオについては、テーマに沿った内容のものを発注者が提案し、両者協議の上決定する。

イ 関連する写真や絵、実写映像、BGM等については、受注者が提案し、両者協議の上決定する。

ウ ナレーション・朗読・テロップについては、日本語字幕及び英語字幕を付加する。なお、字幕（英語字幕を含む）のテキストデータは発注者が提供する。

(4) 制作及び納品に当たっての留意点

ア 企画・制作段階におけるシナリオの提出

企画・制作段階における構成及び演出の決定は、映像作品としての品質を左右する重要な事項であることに留意し、分かりやすく表現されたシナリオとなるよう留意すること。

着手から完成までの発注者と受注者との協議は5回程度とし、映像とともに別紙1の様式でのシナリオを提出すること。

イ 企画・制作段階における使用画像リストの提出。様式は別紙2のとおり。

画像の使用申請のため、企画・制作段階における使用画像については、画像、タイトル、

内容、平和データベースの識別コード、出典を明記したリストを提出すること。

ウ 撮影

(ア) 撮影は、デジタルビデオ方式の業務用カメラ（放送規格に準拠したもの）により専門スタッフが行うこと。

(イ) 撮影に使用する機種として望ましいものは、次のとおりである。

なお、使用予定の機種が次に掲げる一覧に該当しない場合は、その機種が適するかどうか発注者に確認すること。

【機種一覧】

SONY	XDCAM カムコーダ
Panasonic	P2HD シリーズ または EVA1 Varicam シリーズ

(ウ) 撮影時には、カメラのみでなく、音声・照明等にも十分配慮し、総体として映像作品の品質を向上させること。

エ 編集

(ア) 編集は、業務用機材により専門スタッフがデジタル編集・MA作業等を行うこと。

(イ) 映像内容の理解を促進するためナレーションやテロップを入れるとともに、必要に応じてBGMを挿入するなど全体としての雰囲気作りにも配慮すること。なお、ナレーターは男性・女性各1名以上を要する。

(ウ) 映像の概要が固まった時点で、内容の了承が得られた後に試写を行うこと。試写において発注者が不適当と認めるときは、成果物の改変、修正を求めるなど、必要な措置を指示する。

(エ) ビデオサーバーを再起動させた時、自動的に画像送出を始め、リピート再生するよう設定する。尚、これに伴う必要な経費については、すべて受注者の負担とする。

(5) 成果物

ア microSD カード（上映用）

予備も含めmicroSD カード4枚にそれぞれ保存し、提出すること。うち2枚は館内上映用とし、画面右上に時間経過を表すエフェクトを加えた映像とすること。また、館内上映用の動画ファイルはBrightSign5.0で再生可能な状態にオーサリングすること。

・オーサリングソフトは次のURLから無料でダウンロードが可能。

<https://jmsg.jp/products/brightsignxt3series.html>

※もしダウンロードできない場合は祈念館から支給する。

・BrightAuthor ソフトウェアの User Guide は以下のURLから参照が可能。

http://www.jmsg.jp/pdf/media_player/BrightAuthor_UG4.6.pdf

・その他 BrightSign の「製品仕様」「機能一覧」「主な機能」等も上記URLで参照可能。

・ブラウザの検索機能で、「BrightSign TX」と検索キーを入力し検索しても上記URLに到達できる。

動画ファイルの仕様は以下のとおりとする。

(ア) 動画及びオーディオのファイルフォーマット

【記録メディア】

microSD カード	exFAT フォーマット
-------------	--------------

【動画ファイルフォーマット】

サポートコーデック	H264
拡張子	.mp4 ※館内上映用以外

最大ビットレート	25Mbps
最大解像度	1920 × 1080

【オーディオ ファイルフォーマット）＊以下のいずれかとする

H264 ビデオに含まれる AAC-LC オーディオ（CBR のみ対応、VBR は非対応） 44.1kHz, 48kHz
サンプリングレート 48kHz または 44kHz でステレオまたはモノラルの MP3 オーディオファイル（MPEG-1/MPEG-2 ビデオ）
ビデオファイルに含まれる Dolby Digital (AC3) 5.1ch オーディオ（HDMI または S/PDIF パススルー）（MPEG-2 ビデオ）
WAV

(イ) アスペクト比

アスペクト比 16 : 9 となっているが、画面の中で 4 : 3 の映像を 3 面組み合わせる投影する場合がある。

(ウ) 音声（日本語）

2ch（ステレオ）

(エ) DF/NDF

DF（ドロップ・フレーム）

(オ) プレーヤーでの動作確認は発注者・受注者、協力して事前検証を行う。

(カ) コンテンツ再生終了後、ループ再生を開始するようプログラムを設定しているので、コンテンツの末尾のブランク設定については、発注者の承諾を得ること。

イ XDCAM

保存用として XDCAM を 1 部提出すること。字幕は読めなくならないよう画質等注意すること。

ウ 冊子用データ

映像のキャプチャー画面及びナレーションをレイアウトした冊子用データ（PDF）を併せて提出すること。

(6) 納入

ア 上記(5)のアの microSD カードは企画展の会場での上映に使用するため、以下を期日とする。尚、納入にあたっては、受注者・発注者の両者の立ち会いの下で行うこととする。

令和 7 年 2 月 13 日（木）17 時以降 ＊閉館後

イ 上記(5)のイの XDCAM は以下を期限とする。

令和 7 年 3 月 14 日（金）

5 貸出用 DVD 及び BD ビデオの複製業務

(1) 業務内容

前記 4(5)イの成果物から貸出用 DVD ビデオを複製する。

(2) 成果物

映像を複製した DVD ビデオ 30 枚（縦長の DVD 用ケース・表紙含む）

及び BD ビデオ 20 枚（縦長の BD 用ケース・表紙含む）

(3) 制作及び納品に当たっての留意点

ア DVD ビデオは家庭用の DVD プレーヤーで観ることができるようにすること。

イ ロゴ、ケース表紙については、発注者の承諾を得たものを採用すること。

発注者が不適当とした場合は校正の後再提出し、発注者の承諾を得ること。

(4) 納入日

令和7年3月14日（金）17時まで

6 納入場所

広島市中区中島町1番6号

公益財団法人広島平和文化センター 国立広島原爆死没者追悼平和祈念館

7 著作権の帰属等

- (1) 成果物（制作過程において生じた収録テープ等を含む）が著作権法（昭和45年法律第48条）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る制作者の著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は発注者に帰属する。
- (2) 受注者は、成果物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作者人格権（同法第18条から第20条までに規定する権利をいう。）を行使しないものとする。

8 報告事項

- (1) 委託業務実施計画書を契約締結後速やかに提出し、発注者の承認を受けること（その際、作業内容を十分確認し、無理のない計画をたてること）。
- (2) 編集者、ナレーターそれぞれについて、事前に経歴等を提出し発注者の承認を受けること。
- (3) 委託業務実施報告書を業務完了後に提出し、発注者の検査を受けること。

委託契約約款第12条に定める委託業務実施報告書の提出期限、発注者による検査完了期限は、業務が完了した日から起算してそれぞれ10日目、20日目（ただし、実施報告書を受領した日から起算して10日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日）とする。ただし、これらの日が3月31日を越える場合は、3月31日とする。

9 支払方法

委託料は、業務完了後、受注者の請求に基づき支払うものとする。

なお、発注者は、口座振込の方法により支払を行う場合において振込手数料が必要となる場合は、請求金額から振込手数料を差し引いて支払うものとする。

請求： 検査完了後10日目

支払： 役務の提供が終了した日から起算して60日目

ただし、発注者の業務の検査後、請求があった日から起算して30日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日とする。

10 その他

- (1) 発注者からの貸与品は、本業務以外で使用してはならない。
- (2) 業務完了及び発注者での成果物検査終了後は直ちに貸与品を返却するとともに、業務の過程で複製したデータ等はすべて消去すること。
- (3) この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上決定する。